報告第２４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年７月１０日

２　損害賠償額　　６８，２００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和６年１２月１日午後１１時頃、市内曽我別所地内において、準用河川剣沢川用地内の樹木の枝が強風により折れ、隣接する相手方所有の倉庫の屋根に落下し、これを破損させた。